

〒723-8601

三原市港町3丁目5番1号

三原 太郎 様

令和6年6月27日

三原市長 岡田吉弘
(社会福祉課)

れいわ ねんど みはらしせいかつしえんきゅうふきん しきゅう し
「令和6年度 三原市生活支援給付金」支給のお知らせ

国の物価高騰対策として、令和6年度において住民税が新たに「非課税」、「均等割のみ課税」または「均等割のみ課税と非課税」となった世帯を対象に 1世帯あたり10万円の給付金が支給されます。

三原市では速やかに支給するため、住民情報や課税情報が確認できる支給対象世帯のうち、次の要件に該当する世帯を対象に申請が必要の無い方法で支給します。

世帯主の公金受取口座が登録されている世帯（国にマイナンバーとともに預貯金口座を登録されている。）

なお、受給の意思確認期限7月8日（月）までの間に、世帯主に異動があった場合は、給付対象とならない場合があります。異動があった場合は、コールセンターへ連絡してください。

また、本給付金とは別に18歳以下の子ども1人当たり5万円が加算されます。この加算に該当される世帯へは、本通知とは別に申請書（要返信）を送付します。

＜給付内容＞

支給対象者	三原 太郎
世帯課税区分	非課税世帯 または 均等割のみ課税世帯
給付金額	1世帯あたり10万円
支給方法	公金受取口座への振込
支給予定日	非課税世帯：令和6年7月18日（木） 均等割のみ課税世帯：令和6年7月19日（金）
振込先口座 （公金受取口座）	★振込先口座をご確認ください
申請手続き	不要 ※振込口座の変更など、手続きが必要な場合があります。 詳しくは裏面をご確認ください。
通帳印字名	ミハラシセイカツシエン（ヒ） または ミハラシセイカツシエン（キ）
その他	本給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税及び差し押さえの対象とはなりません。

みはらしきゅうふきん
三原市給付金コールセンター
電話：0848-67-6250
9時～17時（土・日・祝日は除く）



＜裏面もご覧ください＞

三原市ホームページ